

中央部方面多機能型拠点（仮称）

設置運営法人募集要領

令和6年12月

横浜市健康福祉局

障害施設サービス課

I 目次

- 公募について P 2
- 事業について P 3
- 整備について P 7
- 選考及び募集について P 18

II 応募書類

- 事業計画書
- 様式1…事業申請書
- 様式2…法人の経営状況等について
- 様式3…役員（就任予定者）履歴書
- 様式4…多機能型拠点の資金計画等について
- 様式5…【参考】贈与契約書（法人自己資金に寄付金をあてる場合）
- 様式6…【参考】償還金贈与契約書（借入金償還に寄付金をあてる場合）
- 様式7…借入金償還計画表記入例
- 提出書類チェック表
- 多機能型拠点各階平面図及び立面図

III 参考資料等

- 参考資料（市HPをご確認ください）

医療的ケアを要する障害児・障害者の地域生活支援のための多機能型施設
(仮称) あり方検討報告書

横浜市多機能型拠点整備費補助要綱

横浜市多機能型拠点運営費補助金交付要綱

横浜市多機能型拠点事業運営実施要綱

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/fukushi/kenkofukushi-joho/topic/takinou-houjinkoubo.html>

- 参考ページ

横浜市社会福祉法人施設審査会について（市HPをご確認ください）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/shakaifukushi/top.html>

募集要領に関する問合せ先

健康福祉局 障害福祉保健部 障害施設サービス課 整備推進担当

担当：畠下、加藤

電話：045-671-3560 FAX：045-671-3566

E-mail：kf-takinougatakyoten@city.yokohama.lg.jp

■ 公募について

1 趣旨

横浜市では「横浜市障害者プラン（第4期）」を定め、重要かつ緊急である課題を「将来にわたるあんしん施策」（以下「あんしん施策」という。）としてまとめており、この「多機能型拠点整備事業」（以下「本事業」という。）は、「あんしん施策」のひとつに位置づけられています。

本事業においては、第1館目として平成24年10月に横浜市多機能型拠点「郷」、第2館目として平成25年10月に横浜市多機能型拠点「つづきの家」、第3館目として平成29年4月に横浜市多機能型拠点「こまち」、第4館目として令和6年4月に横浜市多機能型拠点「び・すけっと菊名」が開所しました。

このたび、第5館目を西区に整備することとしましたので、設置運営法人を募集します。

本事業の実施を希望する法人におかれましては、本募集要領に基づき、ご応募くださるようお願いします。

2 応募資格

次のいずれかを満たす法人又は団体

- (1) 社会福祉法人
- (2) 現に法人格は有しないが、社会福祉法人の設立認可を受けることが確実と見込まれる団体
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等のうち、横浜市財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例（昭和39年横浜市条例第6号）第4条第1項第1号に該当すると認められる法人

3 設置運営法人の決定方法

書類審査及びヒアリング審査を経て、横浜市社会福祉法人施設審査会に付議したうえで、事業者を決定します。

ヒアリング審査については、P.18以降の「■選考及び応募について」を確認してください。

なお、実際の施設設計及び運営内容の決定にあたっては、選定後に、法人と本市とで協議することとし、本市の指導に従っていただきます。

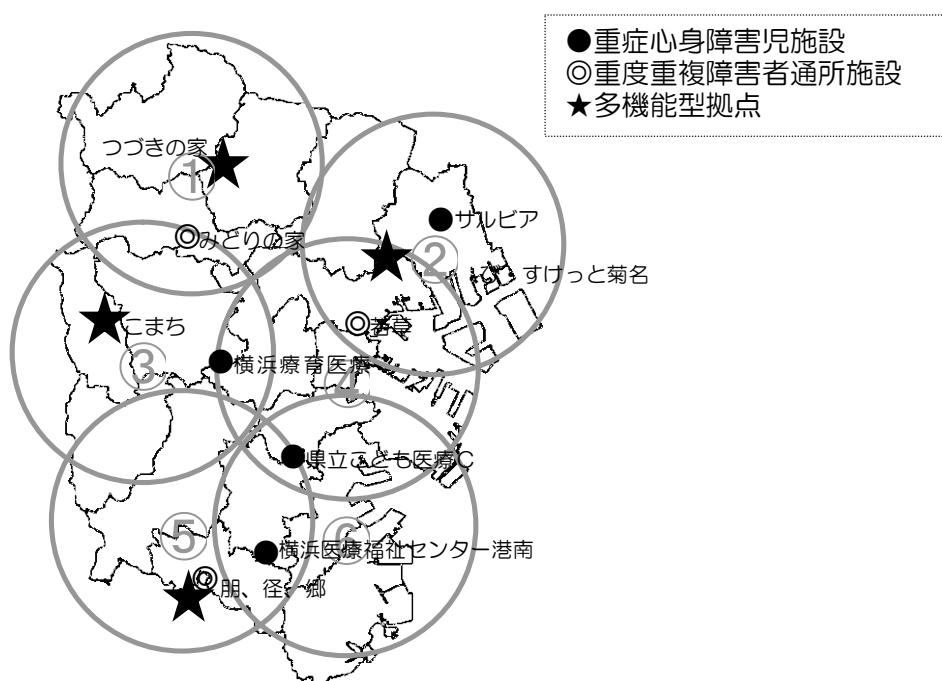
■ 事業について

1 趣旨

本事業の実施にあたり、横浜市障害者施策推進協議会の専門委員会として設置した障害者施策検討部会において、平成21年度に「多機能型施設プロジェクトチーム」（以下「プロジェクト」と言う。）を設置し、1年間にわたって検討を重ねました。（プロジェクトでの検討結果は参考資料1『医療的ケアを要する障害児・障害者の地域生活支援のための多機能型施設（仮称）あり方検討報告書』（以下、「検討報告書」という。）にまとめられています。）

検討報告書の内容を踏まえ、本事業においては医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等とその家族の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所等を一体的に提供できる多機能型拠点の整備を方面別（市内6か所）に進めます。

多機能型拠点の整備イメージ（方面別市内6か所）



なお、本事業における令和6年4月現在の状況は次のとおりです。

整備順	施設名	住所	開所日
1館目（南西部⑤）	郷	栄区桂台中2-1	平成24年10月
2館目（北西部①）	つづきの家	都筑区佐江戸町509-6	平成25年10月
3館目（西部③）	こまち	瀬谷区ニツ橋町489-45	平成29年4月
4館目（北東部②）	び・すけっと 菊名	港北区菊名4丁目4-22	令和6年4月

2 実施事業

医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等とその家族の地域生活を支援する拠点として、幅広いサービスを提供するとともに、地域の各種関係機関等との連携を図り、重点課題に対応する事業を実施するものとします。

なお、「(1) 必須事業」に掲げる事業は、多機能型拠点において必ず実施することとしますが、「(2) 任意事業」は、応募法人が地域の社会資源等を考慮し、必要に応じて実施することとします。

(1) 必須事業

事業名称	事業内容	定員
診療所	重症心身障害児者等に対して診療及び往診を行い、障害分野における地域医療の拠点として近隣の地域活動ホームや地域作業所等のバックアップを行う。	—
生活介護	18歳以上の医療的ケアが必要な重症心身障害者等に対し、個別支援計画に基づいた入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産的活動の機会の提供、その他必要な援助を日中の時間帯に行う。	20名
訪問看護	在宅の医療的ケアが必要な重症心身障害児者等を対象に、診療所の医師の指導の下に訪問看護を行う。	—
居宅介護	在宅の医療的ケアが必要な重症心身障害児者等を対象に、居宅介護を提供する。	—
相談支援	重症心身障害児者等とその家族の地域生活を支えるため、診療所の医師、看護師やソーシャルワーカー等が生活全般の相談受付や各種関係機関等との連絡調整等を行う。	—
短期入所 (児・者)	医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等の家族が、入院・冠婚葬祭等のため介助を行えない場合や休養が必要な場合に、宿泊を伴う一時的介助を行う。夜間支援を行えるよう看護師等を配置するなど、職員体制を整えるものとする。	5名程度
日中一時 支援 (児・者)	医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等の家族が通院、各種行事参加等のため介助を行えない場合や休養が必要な場合等に、日中のみの一時的介助を行う。	10名以上
送迎	多機能型拠点で行う各サービスを利用する重症心身障害児者等を対象とした送迎を行う。 ※特に、主なサービス対象地域である神奈川区・西区・中区・保土ヶ谷区の利用者に対しては、必ず送迎を行うこと。	—

地域交流事業	地域団体・グループ等に地域交流室の貸出を行い、重症心身障害児者等とその家族が地域の人たちと交流する機会を提供する。また、多機能型拠点独自のイベントの実施や地域行事に参加することで、相互理解を深める。ただし、地域交流室等の整備については、地域資源の充足の度合い等を勘案し、本市と調整して実施する。	—
--------	---	---

(2) 任意事業

事業名称	事業内容	定員
自主事業 (1)	地域ニーズ等を把握し、設置運営法人が重症心身障害児者等を対象として、独自事業を行う。	—
自主事業 (2)	<p>地域ニーズ等を把握しているが、重症心身障害児者等を対象とした事業でない場合は、自主事業（1）にかかる面積について有償貸付とした上で、自主事業を行うことができる。ただし、以下の条件を満たす場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 必須事業の面積が十分に確保できている • 関係機関との調整が確実に行われている 	

(3) 法令の遵守

本事業の設置及び運営にあたっては、関係法令・規則・要綱等を遵守することとします。また、横浜市又は神奈川県の事業所管課の指導に従っていただきます。

なお、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所に関する指定は横浜市が行います。

(4) 公募に関する所管課及び問合せ先

所管課	事務分掌
障害施設サービス課 整備推進担当 電話 045-671-3560	<ul style="list-style-type: none">・多機能型拠点の設計及び建設に関すること・設置運営法人の募集に関すること
障害施設サービス課 地域施設支援係 電話 045-671-2416	<ul style="list-style-type: none">・多機能型拠点の運営に関すること

3 多機能型拠点の主な利用対象者

医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等

なお、学齢期以下の利用者（3歳以下も含む）及び診療所併設であるために対応が可能となる医療度が高い利用者を積極的に受け入れてください。医療度が高い利用者とは、気管切開・人工呼吸器・酸素吸入など高度な医療行為が必要な利用者のことと言います。

4 運営費補助について

「横浜市多機能型拠点運営費補助金交付要綱」及び「横浜市多機能型拠点事業運営実施要綱」をご覧ください。

■ 整備について

1 中央部方面多機能型拠点（仮称）について

主なサービス対象地域は、神奈川区・西区・中区・保土ヶ谷区です。

ただし、その他の地域（特に未整備地区）からの利用者についても、受け入れるよう努めてください。

(1) 土地の概要

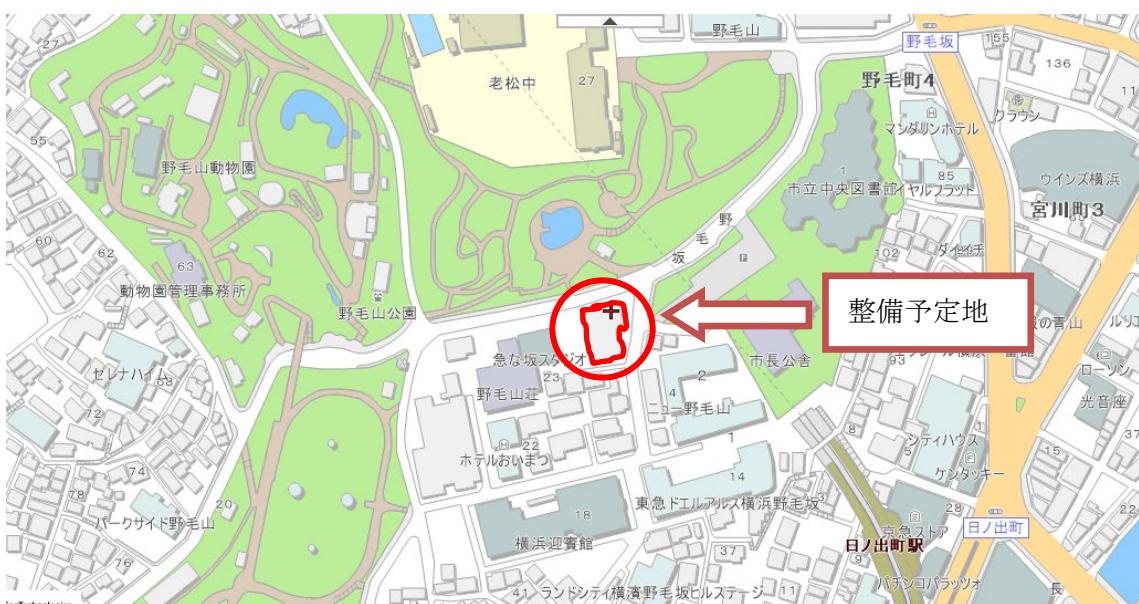
所 在	西区老松町 25 番 3 ほか	地 目 ・ 地 積	宅地、 約 995 m ²
用途地域	第 2 種中高層住居専用地域	建ぺい率・容積率	60%・150%
高度地区指定	第 3 種高度地区	防火・風致地区指定	準防火地域
用途制限等	市街化区域、建築基準法第 22 条による区域、日影規制、駐車場条例の附置義務区域の周辺地区又は自動車ふくそう地区		
特記事項	<p>(1) 設計期間内に、用地の実測を行い、敷地面積を確定が必要となります（補助有）。</p> <p>(2) 施設建築にあたっては、開発申請が必要になる場合があります。</p> <p>(3) 令和 7 年度から令和 8 年度中にかけて、既存施設の地下構造物解体工事を実施しています。そのため、設計期間中敷地への立ち入りが制限される場合があります。</p> <p>(4) 敷地地盤の保持のため、解体工事は既存杭・道路側の地下擁壁を残存して終了となります。そのため、建物整備時に支障となる場合については該当部分の撤去又は切除等が必要となります。また道路側に面した擁壁基礎杭のフーチングが道路側へ越境しているため、この部分については建物整備時に撤去が必要となります。</p> <p>(5) 敷地面積が限られていることから、建物 1 階部分を駐車場として整備が必要となります。</p>		

(2) 位置図・案内図

位置図



案内図



2 スケジュールについて（想定）

年	月	全体スケジュール
6	1	地元説明（事業計画）
	10	設置運営法人公募開始 公募説明会
7	2	法人公募締め切り
	3~4	応募法人へのヒアリング
7	6	横浜市社会福祉法人施設審査会の開催
	9	設計業者入札 設計業者決定
	10	基本設計開始
8	3	基本設計終了
8	4	地元説明（基本設計終了） 実施設計開始
	11	実施設計終了
9	1	工事業者入札 工事業者決定
	2	地元説明（工事着手） 工事着工
10	5	工事しゅん工
	6	開設準備
10	8	開所

想定スケジュールのため、事業の進ちょくにより変更の可能性があります。
なお、法人決定後、速やかに基本設計に着手してください。

3 多機能型拠点における標準的仕様（定員 20 人の場合）

構造・標準階数	鉄筋コンクリート造・2階～3階
駐車場(送迎車含む) 駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場標準 10 台以上 ・駐輪場 10 台程度 利用者家族の送迎に配慮すること

事業名称	設置を要する設備	面積（例）	備考・基準
診療	診療所	120 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所の設置基準要適合（※医療安全課等関係部署へ要事前相談）
訪問看護 居宅介護	事務所	40 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所として要独立 <p>※訪問看護と居宅介護の事務所兼用可</p>
相談支援事業	相談室	30 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー保護に留意要
短期入所	短期入所室	110 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・居室 5 室（浴室、トイレ設置）
生活介護	作業室・訓練室	240 m ²	
日中一時支援	日中一時支援室	60 m ²	
地域交流事業	地域交流室	100 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・地域事情により整備を調整
(共通)	食堂・調理室	40 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業により面積調整
	事務室	50 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・含給湯室
	トイレ・倉庫 玄関 職員ロッカー 機械室等設備	234.75 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・【トイレ】男女各 1、共用 1（オストメイト対応）、車椅子用 2
	施設部分延床面積	計 1024.75 m ²	—

4 整備費補助

(1) 横浜市整備費補助内容と設置運営法人の負担について

本事業の整備については、本市基準事業費（以下「基準事業費」という。）が補助対象経費の上限です。

ア 基準事業費の内訳（いずれも補助上限額あり）

(ア)基本設計費

(イ)実施設計費

(ウ)基準面積（※1）×補助基準単価（※2）

施設実面積 ×補助基準単価 のどちらか安価な方

（※2 令和6年度補助基準単価：388,400円）

（着工年度により単価変更の可能性あり）

(エ)工事監理費

(オ)本市が認めた特殊要因

(カ)初度調弁費

(キ)事務費

※1 基準面積について

	室名	面積	算出方法
横浜市多機能型拠点整備費 補助要綱 別表2 抜粋	障害福祉サービス事業所※3	438 m ²	21.90 m ² /人×20名=438 m ²
	身体障害者加算※3	252 m ²	12.6 m ² /人×20名=252 m ²
	短期入所※3	114.75 m ²	22.95 m ² /人×5名=114.75 m ²
	地域交流スペース	100 m ²	30~100 m ² のうち市長が認めた面積
	診療所	120 m ²	90~120 m ² のうち市長が認めた面積
	補助基準面積	1024.75 m ²	

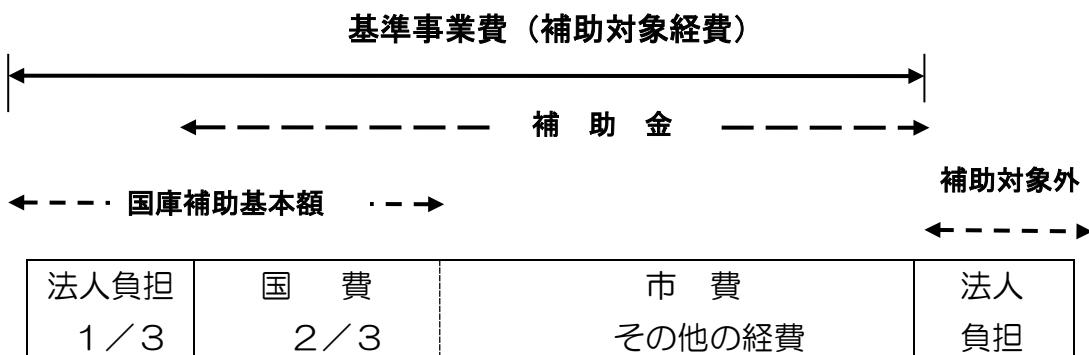
※3 基準面積に人数をかけて算出します。人数変更の場合は補助対象面積も変更となります。

地域交流スペース・診療所面積は一例です。

基準事業費の財源は本市補助金（以下「補助金」という。）と設置運営法人が負担する費用（以下「法人負担」という。）に分類されます。

費用の負担割合は、基準事業費のうち、国の補助金交付要綱で定める国庫補助基本額の3分の1に相当する金額が法人負担となり、その他の経費（基準事業費から法人負担を控除した金額）は、補助金となります。なお、補助金のうち、国庫補助基本額の3分の2に相当する財源は国費で賄われます。

【整備費用負担イメージ】



- ※1 基準事業費及び国庫補助基本額は、生活介護事業の定員、生活介護及び短期入所事業の実施の有無や、国庫補助交付決定状況により金額が変わります。
- ※2 法人負担は、国庫補助基本額（工事費）の一部として生じるほか、基準事業費を上回る経費や、人件費・雑費等についても、負担していただきます。
- ※3 任意事業の整備費は、補助対象外となり、全額法人負担となります。
- ※4 補助金及び法人負担の割合や金額については、今後、予算や制度改正等により、変更になる場合があります。

(2) 想定する基準事業費と法人負担額（参考）

次の前提条件を元に試算すると、補助対象となる基準事業費は、約 11 億 3 千 3 百万円となり、このうち法人負担は、約 2 千 6 百万円となります。

ア 前提条件

- ・工期：15か月（予定）
- ・定員：生活介護 20 人、短期入所 5 人
- ・事業費：工事費、設計費、工事監理費、初度設備費（補助対象のみ）を含む。

イ 基準事業費試算（単位：千円）

※前提条件を元にした現時点での想定額です。

財 源	国	横浜市	法人（※）	計
金 額	78,300	1,028,895	26,100	1,133,295
(事業費内訳) 工事費：993,185 設計費・初度備品等：140,110				

ウ （※）実際の法人負担額（資金計画）

実際の事業費では、設計や工事の状況などにより、追加費用（補助対象外）が発生する場合が多くあります。実際には、前記金額（2,610 万円）以外にも法人負担額が生じる可能性があります。

- ・過去の実績としては、既存 3 館の整備費として概ね 2 千 6 百万円から 2 億 1 千万円程度が別途追加費用として法人が負担しています。（1 館目は生活介護事業を行っておらず、整備条件が異なるため実績額から除外しています。）
- ・初度調査費は補助対象額を超えた分については別途法人負担となります。こちらの試算には補助対象額のみを計上しています。

5 整備条件

(1) 設計・工事について

ア 設計業者及び建設業者の選定は、「民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び「契約の手引き」に従って、適切な経費執行を行ってください。

イ 工事の発注（入札）にあたっては、建築工事と設備工事を分離してください。

ウ 設計・施工に当たっては、建築基準法・施行令、横浜市建築基準条例、消防法・施行令、横浜市福祉のまちづくり条例等及び前項の施設についての施設・設備の基準を定める法律・政令・通達・要綱等を遵守して下さい。

※ 横浜市福祉のまちづくり条例については、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則「表示板交付基準（別表 11）」に定める基準に全て適合し、表示板の交付を受けられるよう、設計・施工を行ってください。

エ 平成 26 年4月1日に横浜市では「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定しました。方針の趣旨を確認したうで、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等を総合的に判断し、木材の利用に努めてください。

オ 新規整備施設については、地震に対する安全性をより高めるために、構造設計に際して耐震性能を割増すために用途係数 1.25 を採用してください。

カ 障害児・者施設は、地域に根ざし、地域に開かれた施設として望まれています。設計・工事に当たっては、日影や騒音等に留意するなど、近隣・地域への影響に配慮してください。

キ 建物完成後、「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」に沿って、室内の化学物質濃度測定を実施してください（これに要する経費は法人負担とします。）

ク 送迎等で車を利用するので、近隣地域と交通問題を生じさせないため、敷地内に駐車スペース（15～20台程度）の確保が必要となります。

整備予定地は敷地面積の関係から駐車スペースは建物 1 階部分への整備が必要となります。敷地内に十分なスペースが確保できない場合は、今後の設計の中で横浜市と協議しスペースの確保について検討をしてください。

ケ 建物の維持・管理を適切に行ってください。また、修繕については、計画的に積み立てを行うことで対応してください。

コ 横浜市では、建設業における担い手の育成・確保と労働環境の改善を図るため、工事現場における週休 2 日の確保を促進しています。また、近隣

に野毛山動物園・野毛山公園があるため、土日は来場者の通行が多くあります。以上を踏まえ、週休2日制に努めてください。

サ その他工事の作業時間については、密な調整をお願いします。

シ 土地利用、設計、工期等について、本市の指導に従っていただきます。

(2) 用地の貸付

ア 根拠

市有地の貸付については、財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第6号）及び横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）に定める規定により、無償で貸し付けます。

イ 貸付先法人の決定

貸付先となる法人については、横浜市社会福祉法人施設審査会の審査を経て運営法人として決定された法人とします。

ウ 貸付契約

市有地の貸付を決定したときは、施設整備に係る国庫補助の内示があった後（社会福祉法人を設立準備中の者については、施設整備に係る国庫補助内示があり、社会福祉法人として認可された後）、市有地の使用貸借契約を締結します。

エ 貸付期間

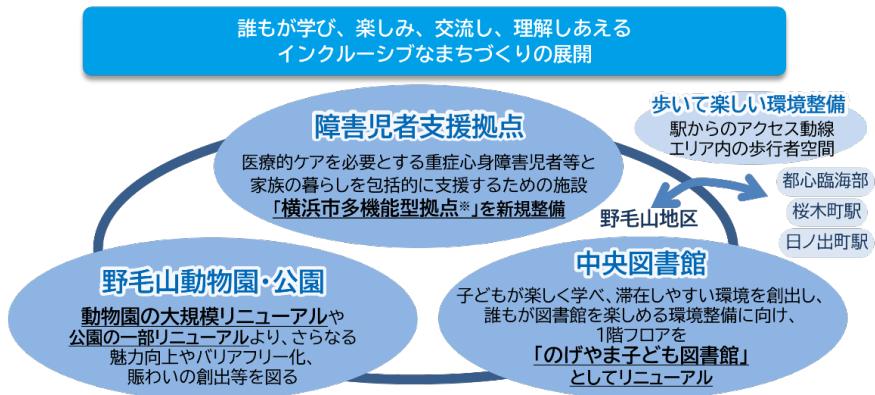
市有地の貸付期間は30年とします。また、貸付期間は更新することができます。ただし、1回目の更新は貸付期間20年、次回以降は10年とします。

6 エリア連携によるインクルーシブ実現に向けた取組について

(1) のげやまインクルーシブ構想について

「誰もが学び、楽しみ、交流し、理解しあえるインクルーシブなまちづくりの展開」をエリアコンセプトとして掲げ、コンセプトに沿ってエリア内各施設が連携しながら新設・リニューアルを進めます。

【構想イメージ】



(2) 連携事項について

周辺施設・地域と連携し、エリアコンセプト実現に向けて取組を実施してください。

ア オープンスペース・地域交流室の活用

中央図書館と動物園をつなぐ中間という立地を生かし、地域や来街者の憩いや賑わいを創出するとともに、施設利用者と自然なかたちで触れる機会を確保してください。また、地域住民をはじめ、より多くの方が来訪し、交流を通じて障害理解につながるよう、オープンスペースや地域交流室等を活用したイベント等の取組を実施してください。

【オープンスペースイメージ】



イ 周辺施設・地域団体との相互連携活動

動物園、中央図書館などの周辺施設と相互に連携し、エリアの資源を活用して利用者支援を実施してください。

【活動例】



(図書館による出張読み聞かせ)



(動物園を活用した外出活動)

また地域団体や自立支援協議会等の社会資源、地域の医療機関等とネットワークを築き、連携した取組を実施してください。

ウ 野毛山エリアのイメージに資する施設デザイン

中央図書館や歴史ある公園・動物園が集まる野毛山エリアのさらなる魅力向上に向けて、のげやまインクルーシブ構想の中では沿道のイメージ戦略も検討しています。施設外観や外構部のデザインの検討にあたっては、魅力ある都市空間の創出に資する計画となるよう、市と協議をしてください。

■ 選考及び応募について

1 選定方法

(1) 書類審査

提出していただく資料を基に、法人としての運営状況や資金力などを審査します。

(2) 健康福祉局によるヒアリングの実施

応募法人に3名程度出席いただき、事業計画書の説明をしていただきます。理事長と施設長予定者は、必ず出席してください。

ヒアリングは3~4月に開催予定です。応募法人数によって日時、会場を変更する場合がありますので、詳細は応募法人へ後日E-mailで連絡します。

(3) 横浜市社会福祉法人施設審査会による選定

横浜市は、横浜市社会福祉法人施設審査会を開催し、多機能型拠点の法人評価結果及び健康福祉局の法人評価結果をもとに、設置運営法人を選定します。

横浜市社会福祉法人施設審査会審議のために、多機能型拠点の各階平面図及び施設立面図の作成をお願いいたします。

また、審査にあたっては、追加資料を提出していただくことがあります。

(4) 審査項目

横浜市社会福祉法人施設審査会事務取扱要領別表2を参照してください。

(5) 選定結果

全応募法人へ文書で通知します。

(6) 公募及び選定スケジュールの概要（予定）

- ・応募書類受付締切 令和7年2月28日(金)17時
- ・健康福祉局によるヒアリング 3~4月（別途通知）
- ・横浜市社会福祉法人施設審査会 6月下旬（予定）
- ・設置運営法人選定結果通知の送付 7月中旬（予定）

※質問については隨時E-mailにて受け付けます。

質問受付E-mailアドレス：kf-takinougatakyoten@city.yokohama.lg.jp

2 応募書類の提出及び作成について

(1) 受付期間

令和7年2月28日(金) 17時まで

（土・日・祝日及び午前12時00分から午後1時を除く。）

※ 提出にあたっては、前日までにご連絡ください。

(2) 受付方法

健康福祉局障害施設サービス課(中区本町6丁目50番地の10～15階)
までご持参下さい。

※ 持参以外の手段では受付できませんので、ご承知ください。

(3) 応募書類

事業計画書及び法人資料等（チェック表と様式） 各10部
多機能型拠点各階平面図及び立面図 データ1部

3 事業計画書の作成

(1) 作成にあたっての注意事項

- ア 各ページの下にページ番号を記載してください。
- イ 用紙は、A4判縦としてください。
- ウ 書式、フォント形式及び図表の使用、枚数は自由です。
- エ 原則、白黒両面印刷とし、左開きとなるよう2か所でホチキス留めしてください。（ファイルに綴じて提出いただいても結構です。）
- オ 「応募書類一覧・チェック表」で指示している部数（10部）を作成してください。ただし、そのうち1部のみファイルで留めず、クリップ留め等により、提出してください。

(2) 記載項目について

次に示す項目について、必ず項目ごとに記載してください。

■事業応募の動機及び目的

■施設運営の方針

どのような施設の設置運営を行っていくのか等、次の項目について具体的に記載してください。

- 法人の考える多機能型拠点の役割・機能・対象者
- 市内の重症心身障害児者福祉の現状についての認識
- ほかの社会資源や地域との連携について
- 診療所運営の考え方
- 生活介護事業の考え方
- 訪問看護・居宅介護事業の考え方
- 相談支援の考え方
- 短期入所事業の考え方
- 日中一時支援事業の考え方
- 地域交流事業、地域貢献の考え方
- 送迎体制の考え方
- 任意事業の考え方

- 設置費（財源等）について
- 運営費について
- 全体の職員配置
- 職員の人材確保の考え方
- 施設長の人材確保の考え方
- 看護師・医師の人材確保の考え方
- 職員、看護師等の育成計画
- 職員定着に向けた取り組み
- 苦情処理体制について
- 災害時の対応について
- 防犯対策について
- 感染症対策について
- 権利擁護への取組み
- 第三者評価の受審について
- 施設整備のコンセプト
- エリアのインクルーシブ実現に向けた取組について

4 留意事項

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって、公募要領の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 横浜市職員及び本件関係者に対して、本件についての接触を禁じます。
- (3) 今回提出していただく応募書類等は、いかなる理由でも返却しません。
- (4) 申請者が運営している施設について、現地調査を行うことがあります。
- (5) 応募書類は、ヒアリングの委員及び横浜市社会福祉法人施設審査会委員に送付します。また、応募書類は横浜市が公表出来るものとします（履歴書等、理事会議事録、贈与契約書等を除く）。
- (6) 応募に関して必要となる費用は、法人の負担とします。
- (7) その他、上記以外にもいくつかの条件を決定後に付加することがありますので、あらかじめご了承ください。
- (8) 様式の電子データを希望する場合は、目次に記載の問い合わせ E-mail あてに、「様式の電子データを希望する」旨を記載して送信してください。